

建前作業中に桁から墜落

本災害は、木造2階建て住宅の新築工事現場において、建前作業中、移動式クレーンでつり上げた梁材を1階天井部の桁と桁の間にはめ込む作業を行っていた作業員が桁上から墜落したものである。

当該現場では建前ということもあり、元請工務店の事業者及び作業員2名、応援の作業員6名、移動式クレーンのオペレータ1名の計10名が従事していた。

元請の作業員から応援作業員等に材を起す順番について簡単な説明があった後作業が開始された。

建前作業の手順は、柱材にバンド(布製ベルト)を掛けて移動式クレーンでつり上げ、土台の所定の位置に入れ仮筋交いを打って固定し、これを順番に行って梁・桁との接続部にボルトを入れて固定していくというものであり、材を建てる順番等の指示を元請作業員が行っていた。

災害発生直前の現場の状態は、1階は一部分を除いて組立が終り、2階部分は通し柱が建てられているだけといった状態であった。

このときの作業は1階天井部に当たる梁材を移動式クレーンでつり上げて桁にはめ込んでいくもので、元請工務店の作業員1名(作業主任者)と応援の作業員1名の2名が桁の上に乗って作業にあたっていた。

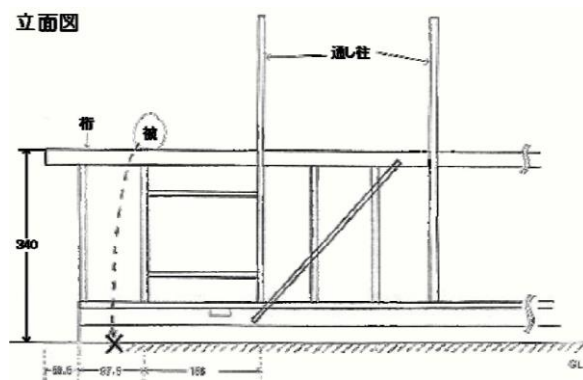
何本めかの梁材をはめ込んだ時、幅12センチの桁上でしゃがむ姿勢で作業をしていた応援作業員が、バランスをくずし、後ろ向きで墜落した。高さは3.4メートルであった。

なお、当該現場では建前の前に足場を設ける「足場先行工法」は実施されておらず、建前が終了し壁作業の前に足場を設置する予定であった。

また、作業員は全員が保護帽を着用していたが、安全ネットの設置、安全帯の使用等足場に代わる墜落防止対策はとられていなかった。

災害の原因

1. 高さ3.4mの高所作業で墜落による危険があったにもかかわらず、足場等による安全な作業床の確保、または安全ネット、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じて



なかったこと。

2. 事業者及び木造建築物の組立て等作業主任者が現場にいたにもかかわらず、安全帯の使用状況の監視等その職務を十分果たしていなかったこと。
3. 事業者が関係作業者に対して、木造建築工事における安全教育を十分に行っていなかったこと。

再発防止対策

1. 高さ 2m 以上の高所で作業を行わせる場合で墜落による危険がある場合は、足場等の安全な作業床を設置して作業を行うこと。建方作業については、足場先行工法により安全な作業床を確保すること。ただし、作業床の確保が困難な場合には、安全ネットを張り、作業者に安全帯を使用させる等の措置を講じること。
2. 事業者は木造建築物の組立て等作業主任者を選任し、その者に主任者の職務を確実に行わせて作業を行わせること。
3. 事業者は、木造建築工事における安全対策の必要性を十分認識するとともに、関係作業者に対しては当該作業に係る危険及び危険要因を具体的に示した安全教育を実施し、安全意識の向上を図ること。墜落防止対策については、保護具の使用も含め周知徹底を図ること。